

令和4年度

乙訓圏域障がい者自立支援協議会事業計画（案）

令和4年4月

乙訓圏域障がい者自立支援協議会

実施主体 向日市・長岡京市・大山崎町が共同で設置する地域自立支援協議会

目 的 障がい福祉サービスの基盤整備と利用に関する総合調整を行う。

事 業 • 障がい者等の生活を支援するための必要な条件整備について広域的な意見調整を行う。
• 広域的な困難事例について支援策などの協議を行う。
• 将来的な社会福祉サービスの課題について意見・情報交流を行う。
• その他必要な事項を行う。

全体会 34の機関・団体で構成し、年度の事業報告と事業計画、課題の協議を行う。

(福祉サービス事業所、相談支援事業所、医療・教育・雇用・企業関係団体、行政等)

部会等 支援策などを協議・実施するため、必要に応じ、委員会・部会及びプロジェクトを設置する。

運営委員会 協議すべき課題の整理と支援策の検討、部会等の構成などについて協議する。
(委託相談支援事業所と行政機関)

備 考 乙訓圏域障がい者自立支援協議会は京都府における圏域障害者自立支援協議会を兼ねる。

事務局 乙訓福祉施設事務組合 乙訓圏域障がい者基幹相談支援センター内

令和4年度乙訓圏域障がい者自立支援協議会事業計画（案）

1 運営要綱の一部を改正する

- (1) 運営要綱別表1を次のとおり改める。

行政の関係機関等の「京都府乙訓保健所福祉室長」を「京都府乙訓保健所福祉課長」に改める。

- (2) 運営要綱別表2を次のとおり改める。

運営委員会の関係機関等の「京都府乙訓保健所福祉室」を「京都府乙訓保健所福祉課」に改める。

2 部会等を設置する

- (1) 「医療的ケア」委員会（「医療的ケア」が必要な人の生活支援についての協議）
- (2) 人材確保・育成部会（人材確保・育成に関する具体的方策の協議）
- (3) 就労支援部会（障がい者の就労促進のための支援策の協議）

3 プロジェクト等を設置する

- (1) 相談支援プロジェクト（地域課題の解決に向けた検討と事業所間の連携体制の強化）
- (2) 咳痰吸引等研修プロジェクト（医療的ケアに関わる介護職員認定研修の実施）
- (3) 精神障がい者地域生活支援プロジェクト（効果的なアウトリーチ方法の検討等）
- (4) 児童発達支援プロジェクト（より効果的な児童発達支援方法の検討等）

4 各種団体・機関の研修会等を支援する

5 ネットワークを構築する

- (1) 協議会のホームページを充実する。
- (2) 情報の相互提供の推進を図る。
- (3) 他のネットワークとの連携を図る。

6 その他目的達成のために必要なことを行う

障がい福祉に関する施策や施設整備等の様々な情報のうち、乙訓圏域に関係するものについて、運営委員会や部会等において情報共有を行う。

乙訓圏域障がい者自立支援協議会運営要綱（改正後全文）

（目的）

第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく相談支援事業をバックアップし、乙訓地域で生活する障がい者（児）及び難病等患者（以下、「障がい者等」という。）の自立と社会参加を支援するため、障がい福祉サービスの基盤整備と利用に関する総合調整を行う乙訓圏域障がい者自立支援協議会（以下、「協議会」という。）を設置・運営し、もって各市町障害福祉計画の推進を図る。

（事業内容）

第2条 協議会は、次に掲げる事業を行う。

- ① 福祉、就労、教育・療育、保健・医療など、障がい者等の生活を支援するために必要な条件整備についての関係機関・団体・事業者（以下「関係機関等」という。）との広域的な意見調整
- ② 各市町又は各相談支援事業者から広域的な調整を求められたサービス利用の困難事例についての支援策等の協議
- ③ 乙訓圏域における将来的な社会福祉サービスの課題についての関係機関等との情報交換
- ④ その他、他の圏域との交流、各種研修など前条の目的達成に必要な事業

（組織）

第3条 協議会は、別表1に掲げる各関係機関等が推薦する委員をもって構成するなお、任期は1年とし再任は可とする。

- 2 協議会は会長が代表することとし、各市町の障がい福祉担当部長がその職務を行うものとする。なお、任期は1年とし順次交替するものとする。
- 3 協議会に次に掲げる部会等を設置し、委員は部会等に参加するものとする。
 - ① 年度ごとに、課題を協議する部会
 - ② 年度にかかわらず、課題を継続的に協議する委員会
 - ③ 具体的事業の実施のためのプロジェクト
 - ④ その他、会長が必要と認めたもの
- 4 協議会に相談支援専門職員を置き、協議会及び部会等の円滑な運営と課題の解決を図るため、必要な事務・事業を行うものとする。
- 5 協議会に別表2の運営委員会を置き、運営委員は協議会及び部会等の運営について相談支援専門職員に協力するものとする。
- 6 協議会の運営に関する事項については、乙訓福祉施設事務組合事務局長が各規定に基づき管理するものとする。

（会議）

第4条 協議会は、全体会を年1回以上開催し、以下の事項について協議する。

- ① 前回の全体会以降の協議状況等
- ② 今後の協議予定の課題等

- ③ 協議会の運営、委員の改選
- ④ その他必要事項

2 部会等は、運営委員会の協議を通じ会長の了解を得て必要な委員の規模と構成で開催し、支援策を協議するものとする。

なお、必要な場合は、協議会委員以外の専門家の出席を求め、意見を聞くことができるものとする。

3 運営委員会は定例的に開催することとし、協議すべき課題の整理と支援策の検討、部会等の準備等について協議するものとする。

4 各委員は、会議において知り得た情報を他に漏らしてはならないものとする。

(その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は全体会で確認し別に定める。

附則

この要綱は、平成 19 年 5 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 20 年 4 月 22 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 24 年 5 月 23 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 25 年 5 月 27 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 27 年 5 月 22 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 28 年 5 月 20 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 29 年 4 月 26 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 30 年 4 月 26 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 31 年 4 月 25 日から施行する。

附則

この要綱は、令和 4 年 4 月 21 日から施行する。

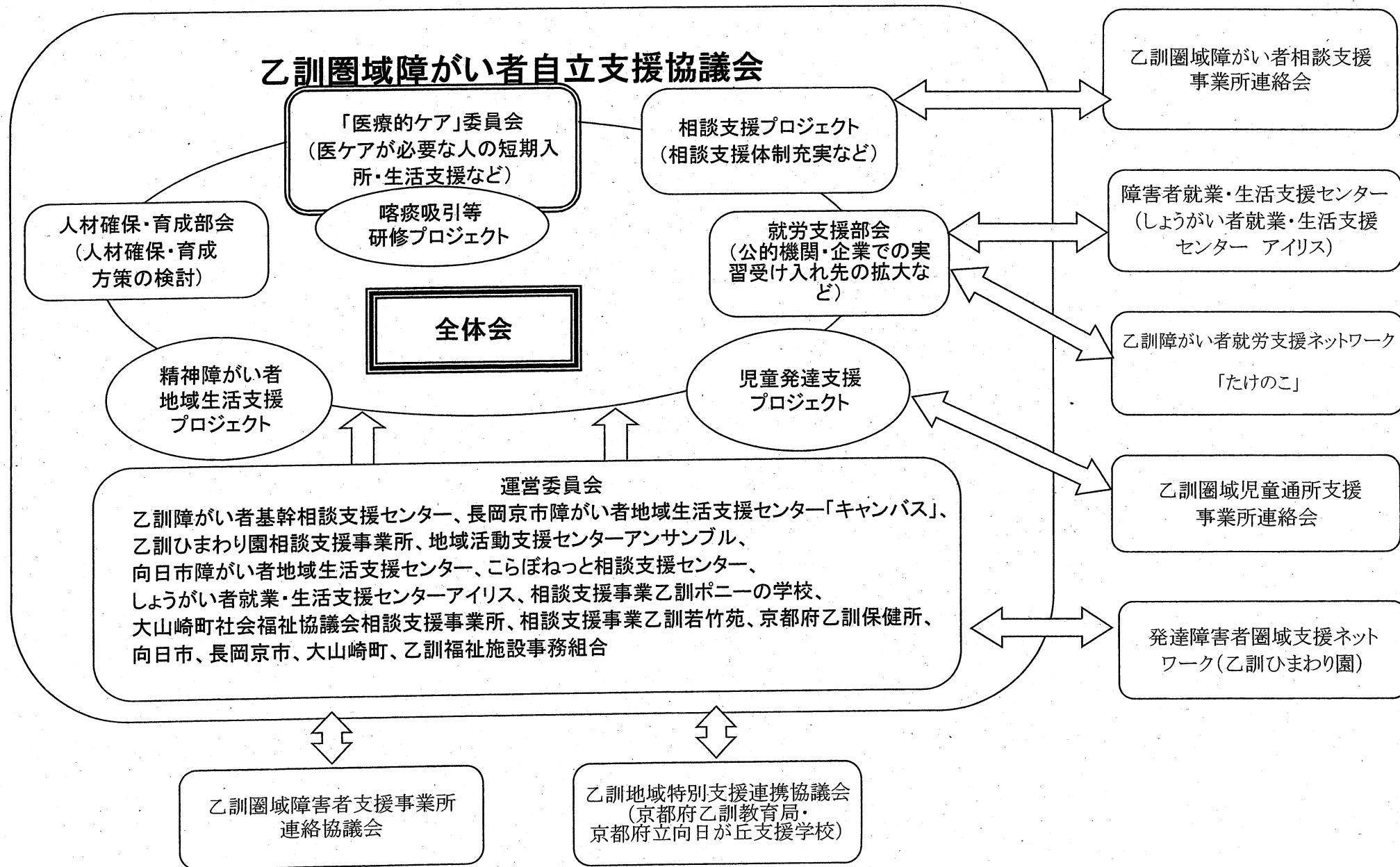
(別表1)

分野	関係機関等
相談支援センター	乙訓障がい者基幹相談支援センター 長岡京市障がい者地域生活支援センター「キャンバス」 乙訓ひまわり園相談支援事業所 地域活動支援センター「アンサンブル」 向日市社協障がい者地域生活支援センター こらばねっと相談支援センター しうがい者就業・生活支援センター アイリス 相談支援事業乙訓ポニーの学校 大山崎町社会福祉協議会相談支援事業所 相談支援事業乙訓若竹苑
障がい福祉サービス事業所関係	乙訓障害者支援事業所連絡協議会 居宅支援事業者（向日市社協ホームヘルプセンター） （長岡京市社協きりしま苑） （大山崎町社協ホームヘルプセンター） 乙訓若竹苑 施設入所支援事業者（晨光苑） 第3号研修登録機関 乙訓福祉会 ライフサポート事業所
医療関係団体	乙訓医師会 乙訓歯科医師会 済生会京都府病院福祉相談室 乙訓訪問看護ステーション協議会
教育・雇用・企業関係	京都府立向日が丘支援学校 京都府乙訓教育局（特別支援教育関係） 京都障害者職業相談室 乙訓地域商工会広域連携協議会 乙訓青年会議所
障がい者関係団体	京都府身体障害者団体連合会乙訓地区代表 乙訓やよい会 乙訓の障害者福祉を進める連絡会
行政	京都府乙訓保健所福祉課長 乙訓福祉施設事務組合事務局長 向日市市民サービス部長 長岡京市健康福祉部長 大山崎町健康福祉部長

(別表2)

運営委員会	乙訓障がい者基幹相談支援センター
	長岡京市障がい者地域生活支援センター「キャンバス」
	乙訓ひまわり園相談支援事業所
	地域活動支援センター「アンサンブル」
	向日市社協障がい者地域生活支援センター
	こらぼねっと相談支援センター
	しうがい者就業・生活支援センター アイリス
	相談支援事業乙訓ポニーの学校
	大山崎町社会福祉協議会相談支援事業所
	相談支援事業乙訓若竹苑
	京都府乙訓保健所福祉課
	向日市障がい者支援課
	長岡京市障がい福祉課
	大山崎町福祉課
	乙訓福祉施設事務組合

令和4年度乙訓圏域障がい者自立支援協議会と他の機関等関係図



令和4年度 乙訓圏域障がい者自立支援協議会 委員

分野・団体	団体・機関名	所属名	役職	委員
相談支援事業所	乙訓福祉施設事務組合	乙訓障がい者基幹相談支援センター	相談員	中坊智子
	(福)長岡京市社会福祉協議会	長岡京市障がい者地域生活支援センター「キャバス」	グループ長	中谷大介
	(福)向陵会	乙訓ひまわり園地域連携室	室長	井上 大
	(財)長岡記念財団	相談支援事業所・地域活動支援センター「アンサンブル」	所長	石田早苗
	(福)向日市社会福祉協議会	障がい者地域生活支援センター	事務局次長兼センター長	落合 鋼
	NPO法人こらぼねっと京都	こらぼねっと相談支援センター	理事長	伊藤美恵
	(財)長岡記念財団	しうがい者就業・生活支援センター「アイヌ」	主任就業支援員	青戸享子
	乙訓福祉施設事務組合	乙訓ボニーの学校	主任	大塚まり子
	(福)大山崎町社会福祉協議会		事務局次長	今西泰彦
	乙訓福祉施設事務組合	乙訓若竹苑	主幹	上田佳子
障がい福祉サービス事業所関係	乙訓障害者支援事業所連絡協議会	第2乙訓ひまわり園	施設長	森井詳太
	(福)向陵会			
	(福)向日市社会福祉協議会	向日市社協ホームヘルプセンター	センター長	中澤明美
	居宅支援事業者	地域福祉センター「きりしま苑」 サービス支援グループ		長谷川佐代子
	(福)長岡京市社会福祉協議会		事務局次長	今西泰彦
医療関係団体	(福)大山崎町社会福祉協議会			
	公設支援事業者	乙訓ボニーの学校	施設長	小松悦子
	施設入所支援事業者	障害者支援施設晨光苑	施設長	梅垣 剛
	第3号登録研修機関	乙訓の里	生活支援員	三宅州人
	(社)乙訓医師会		障がい者担当理事	近山 達
教育・雇用・企業	京都府乙訓歯科医師会		口腔サポートセンター部長	安藤純夫
	(福)恩賜財団済生会京都府病院	福祉相談室	室長	南本宜子
	乙訓訪問看護ステーション連絡会	訪問看護ステーションやすらぎの家	看護師	小泉 萌
	京都府立向日が丘支援学校		校長	平岡克也
	京都府乙訓教育局	学校教育担当	指導主事	中村祐馬
障がい者関係団体	京都七条公共職業安定所	京都障害者職業相談室	室長	岩間邦男
	乙訓地域商工会広域連携協議会	乙訓地域商工会広域連携協議会事務局	農岡京市商工会総括主事	小林康夫
	(社)乙訓青年会議所	組織デザイン委員会	副委員長	村田朋紀
行政	当事者団体	京都府身体障害者団体連合会乙訓ブロック	長岡京市身体障がい者団体連合会	三好俊昭
	(社)京家連 乙訓やよい会		副会長	西村くみ子
	乙訓の障害者福祉を進める連絡会	乙訓障害児父母の会		河合祥子
運営委員	京都府山城広域振興局健康福祉部乙訓保健所	福祉課	課長	清水 章
	乙訓福祉施設事務組合		事務局長	川本 進
	向日市	市民サービス部	部長	山田栄次
	長岡京市	健康福祉部	部長	能勢 泰人
	大山崎町	副町長(健康福祉部長事務取扱)	副町長(部長)	矢野雅之
相談支援事業所	乙訓福祉施設事務組合	乙訓障がい者基幹相談支援センター	相談員	中坊智子
	(福)長岡京市社会福祉協議会	長岡京市障がい者地域生活支援センター「キャバス」	グループ長	中谷大介
	(福)向陵会	乙訓ひまわり園地域連携室	室長	井上 大
	(財)長岡記念財団	相談支援事業所・地域活動支援センター「アンサンブル」	所長	石田早苗
	(福)向日市社会福祉協議会	向日市社協障がい者地域生活支援センター	事務局次長兼センター長	落合 鋼
	(福)向日市社会福祉協議会	向日市社協障がい者地域生活支援センター	副センター長	吉川昭子
	NPO法人こらぼねっと京都	こらぼねっと相談支援センター	理事長	伊藤美恵
	(財)長岡記念財団	しうがい者就業・生活支援センター「アイヌ」	主任就業支援員	青戸享子
	乙訓福祉施設事務組合	乙訓ボニーの学校	主任	大塚まり子
	(福)大山崎町社会福祉協議会		事務局次長	今西泰彦
行政	乙訓福祉施設事務組合	乙訓若竹苑	主幹	上田佳子
	京都府山城広域振興局健康福祉部乙訓保健所	福祉課	課長	清水 章
	京都府山城広域振興局健康福祉部乙訓保健所	福祉課	課長補佐兼係長	辻 知也
	乙訓福祉施設事務組合	総務課	行財政係係長	服部香菜
	向日市	市民サービス部障がい者支援課	係長	宮川圭美
	向日市	市民サービス部障がい者支援課	担当係長	山田直人
運営委員	長岡京市	健康福祉部障がい福祉課	係長	山中あゆみ
	大山崎町	健康福祉部福祉課	係長	瀬川陽二郎